

随意契約の状況		担当課： 警防救急課		
		契約日： 令和 6年 7月31日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込 (税抜)
関内簡易無線基地局移設	熊石関内地区の無線基地局の移設工事	令和 6年 7月31日 ～ 令和 7年 3月19日	函館市中道1丁目14番1号 函館三協通信株式会社 代表取締役 佐々木 栄市	4,180,000 (3,800,000)
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>本事業の実施にあたっては当町の無線システム及び専用ネットワーク構成を熟知している者に履行させる必要がある。</p> <p>当該事業者は、当町の消防デジタル無線機器の保守業者でもあり、一年を通して大きな障害等がなく安定的なサービスを行ってきたほか、機器等の改修作業も確実に履行してきたところであり、既存システム（機器）取り扱い業者として道南唯一であることから、本件業務を契約することに特段の支障がない。</p> <p>また、当該事業者は現在使用している関内簡易無線基地局の設置業者であること。</p> <p>加えて本事業を当該事業者以外の者に履行させた場合、障害発生時等に責任の所在が不明確になるなど著しい支障が生じるおそれがある。障害発生時等の責任所在を明確にすることで、早期の障害発生時の対処等ができる。</p> <p>よって、これらを総合的に勘案すると、当該事業者と契約することが他者と比べて圧倒的に有利であることから、競争入札に付する性質のものではないと判断し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、随意契約を行ったものである。</p>				